

児童指導員任用資格・児童の遊びを指導する者任用資格(社会学部)

児童福祉施設において直接児童と関わる職種をめざす場合に有効な資格として、「児童指導員任用資格」、「児童の遊びを指導する者」があります。「児童指導員」は児童養護施設等で、「児童の遊びを指導する者」は児童厚生施設で必置とされる職種です。法律の定めにより、これら職種に任用されるための条件があります。

1. 児童指導員任用資格

(1)児童指導員の職務

児童指導員とは、児童養護施設等において、児童の生活指導を行う者をいいます。

(2)児童指導員の資格の取得

児童指導員の資格は、次のいずれかの条件を満たすことにより取得できます。

- ①社会福祉士の資格を有する者。
- ②精神保健福祉士の資格を有する者。
- ③学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者。本学社会学部はこれに該当します。
- ④教育職員免許法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者で、都道府県知事が適当と認めたもの。

2. 児童の遊びを指導する者任用資格

(1)児童の遊びを指導する者(児童厚生員)の職務

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の第 38 条にあるように、児童館等の児童厚生施設において、児童の遊びを指導する者をいいます。

(2)児童の遊びを指導する者の資格の取得

児童の遊びを指導する者の資格は、次のいずれかの条件を満たすことにより取得できます。

- ①保育士の資格を有する者。
- ②社会福祉士の資格を有する者。
- ③教育職員免許法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者。
- ④学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者で児童厚生施設の設置者が適当と認めたもの。本学社会学部はこれに該当します。